

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和5年10月10日(火) 午前9時30分～午前9時55分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第32号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第33号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第34号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について

議 長	それでは、ただ今から令和5年度第8回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 藤原委員と、6番 松田委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、報告事項があります。8月31日の総会議案第30号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号12番、14番について、「開発事業実施届出書について認可の通知がされる場合、許可処分を行う」ことを議決していました。同届出書について9月8日付けで認可の通知がされ、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第31号から議案第34号の4議案です。</p>
議 長	議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5
事 務 局	<p>件議題とします。事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
7 番 委 員	<p>事案番号19番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人が高齢のため、贈与します。申請地は現在も耕作されており、問題ありません。</p>
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号19番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号19番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	申請地は、ほ場整備済みの農地の隣の畑になります。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>22</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理されるものと思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>23</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>23</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>23</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>32</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号8番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。  総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	追認案件です。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ありません。始末書を提出されています。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>33</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <p>事案番号 17 番は、申請農地から 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号 18 番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>事案番号 19 番は、都市計画法第8条に規定する「用途地域」に該当しますので、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。
7 番委員	被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

3 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>34</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号 5 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。  総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	次に、 <b>4. 各種報告</b> について確認します。
議 長	(1) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番から7番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号8番、9番について、確認しました。問題ないと思います。
議 長	<b>(2) 農地転用の工事完了報告について</b> 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5番委員	川面地区について、現地を確認しました。問題ありません。
議 長	<b>(3) 農地改良の工事完了報告について</b> 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	川面地区について、現地を確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。